

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月22日

【会社名】 T H K 株式会社

【英訳名】 T H K C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺 町 彰 博

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田三丁目11番6号

【電話番号】 03(5434)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略本部財務経理部長 中 根 建 治

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田三丁目11番6号

【電話番号】 03(5434)0300(代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略本部財務経理部長 中 根 建 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成27年6月20日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 30円 総額 3,797,836,170円

ロ 効力発生日

平成27年6月22日

2. 剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 10,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、補欠の役員を選任することができることを定めた規定が、会社法第329条第2項から第3項に変更されたため、現行定款第38条第3項について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、寺町彰博、寺町俊博、今野宏、大久保孝、坂井淳一、寺町崇史、甲斐荘正晃、日置政克、槇信之の9名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、米正剛を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大村富俊を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率 (%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	843,344	168,268	1,501	81.95	可決
第2号議案 定款一部変更の件	1,002,946	8,666	1,501	97.45	可決
第3号議案 取締役9名選任の件					
寺町彰博	989,612	21,995	1,501	96.16	可決
寺町俊博	1,000,679	10,927	1,501	97.23	可決
今野宏	1,000,640	10,966	1,501	97.23	可決
大久保孝	1,000,589	11,017	1,501	97.23	可決
坂井淳一	1,000,572	11,034	1,501	97.22	可決
寺町崇史	1,000,511	11,095	1,501	97.22	可決
甲斐莊正晃	968,831	42,776	1,501	94.14	可決
日置政克	1,003,638	7,970	1,501	97.52	可決
楨信之	1,000,594	11,012	1,501	97.23	可決
第4号議案 監査役1名選任の件					
米正剛	1,006,454	5,158	1,501	97.80	可決
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
大村富俊	1,011,346	266	1,501	98.27	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する各議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上